

医政指発0517第1号
平成25年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長
（公印省略）

病院の耐震改修の更なる促進について

災害医療対策の促進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年8月28日医政指発0828第1号にて依頼した病院の耐震改修の状況の調査につきましては、平成25年3月29日に別添のとおり結果を公表したところですが、病院全体の耐震化率は61.4%であり、更なる耐震改修の推進が必要となっています。

つきましては、厚生労働省では医療施設耐震整備事業として、耐震診断の結果「I s値0.3未満の建物」を有する医療機関（公立除く）の耐震整備に対する補助等、耐震整備に関する支援制度を措置しているところですが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」を踏まえ、建築指導担当部局と連携し、更なる耐震改修の促進等を行っていただくようお願いいたします。

特に、耐震診断が未了の病院につきましては、現在、国土交通省において、耐震改修促進法を改正し、病院など不特定多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものを対象として、平成27年末までに耐震診断を実施することを義務化する方向で検討していることから、早期に耐震診断を実施して頂きますようお願いいたします。

なお、本通知の内容については、国土交通省住宅局建築指導課及び同局市街地建築課と調整済みであることを申し添えます。

（参考）活用可能な補助制度

病院の耐震診断・耐震改修に活用できる補助制度としては次のものがある。

厚生労働省 医療施設耐震化促進事業（医療施設運営費等補助金）

医療施設耐震整備事業（医療提供体制施設整備交付金）

国土交通省 住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金等）

※ 概要については別添参照